

2022年9月13日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
厚生労働副大臣 伊佐 進一 様、羽生田 俊 様
厚生労働大臣政務官 畦元 将吾 様、本田 颯子 様
衆参厚生労働委員会 委員各位
中央社会保険医療協議会 会長 小塩 隆士 様
中央社会保険医療協議会 委員 各位
厚生労働省保険局医療課 課長 眞鍋 馨 様

京都府保険医協会
理事長 鈴木 卓

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬臨時的取扱いのうち、 公表された診療・検査医療機関で算定できる二類感染症患者 入院診療加算（外来診療）及び電話等による診療について、 2022年10月以降も算定できるよう求める要請書

貴職におかれましては、日本の社会保障制度の拡充のために日夜ご奮闘いただき、誠にありがとうございます。本会は京都府内で保険診療に従事する保険医 2,300 人で組織する団体です。社会保障の向上と国民医療の充実・発展を目指すことを目的に設立し、微力ながらさまざまな事業を展開しています。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬の臨時的取扱いのうち、都道府県のホームページで公開されている診療・検査医療機関のみが算定できる点数である二類感染症患者入院診療加算（外来診療）（マスターコード：初診 111014170、再診 112024170、直ちに入院 190237850）及び電話等による診療（マスターコード：113044550）については、2022年（令和4年）9月30日迄の算定に限るとされているところです。

しかし、感染者数の全数把握が見直されるとはいえ、現状では感染力が非常に強いオミクロン株を主に、感染者は引き続き増加しています。夏休み後の学校等再開による小児の感染者増も懸念されます。

そのような状況の中、診療・検査医療機関を中心に、新型コロナウイルス感染症患者の診察、検査、療養指導、投薬・注射など、地域の保険医療機関は懸命に医療提供を続けているところです。

これを踏まえ、下記の内容の実現について、各位に対して強く要請します。

記

- 一．二類感染症患者入院診療加算（外来診療）（マスターコード：初診 111014170、再診 112024170、直ちに入院 190237850）及び電話等による診療（マスターコード：113044550）について、2022年10月以降も算定できるようにすること。
- 一．新興感染症に対する、全ての医療機関の院内感染防止対策の評価として、初・再診料や入院料の本体点数を引き上げること。
- 一．乳幼児感染予防策加算（50点。一回毎）を復活させること。

以上